

第 12 回研究会 (0 教育、学習支援業 (第 1 回)) における主な御意見とその対処方針 (案)

1. 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
1	○ 大学の就職相談が含まれる分類は設定されているか。	○ 大学にヒアリングしたところ、学校の行う就職の相談等の学生支援は、無料であり、費用についても他の活動から区分して把握できないとのことであったので、分類は設定していない。
2	○ 学習塾や大学で通学・通信の両方を行っている場合は、事業所別に区分できない可能性があり、このような観点から、生産物分類で通学と通信を区分することを検討してもいいのではないか。	○ 高等学校及び大学にヒアリングしたところ、いずれも通学課程と通信課程の授業料等を区分すると、概算での報告にならざるを得ないとの回答であった上、通信課程の学生は通学課程に比べ極めて少ないため、分類は区分して設定していない。 ○ また、学習塾においては、通信教育は基本的に自宅で行うものに限られ、自宅以外で行う場合は「通学」として扱っているなど定義上の課題があることから、区分しない方向で考えたい。
3	○ 「教育支援・コンサルティングサービス」を「学習塾・予備校サービス」に含めるのに違和感がある。学習塾・予備校では、フランチャイズや提携を結ぶということがあがるが、P扱いでもいいので独立させて検討する必要がある。	○ 学習塾・予備校におけるフランチャイズについては、別途設定を予定している「(P)フランチャイズ」を副業の生産物として設定することとしたい。 ○ 一方で、NAPCS における「教育支援・コンサルティングサービス」の定義を見ると、「試験サービス」や「カリキュラム等の設計・評価」とあり、主として学校等の事業者向けのサービスと考えられる。前者は既に設定している「試験・検定等実施受託サービス」に含まれ、後者は一部の経営コンサルタント業者が大学のカリキュラム等の設計支援を行っている事例はあるが、学校経営に係るコンサ

No.	御意見	対処方針(案)
		<p>ルタントであり、学習塾・予備校の副業としては想定しにくいため、分類としての設定は行わないこととしたい。</p>
4	<p>○ 大学院への入試予備校はどう扱うのか。また、外国人に日本社会に適応させるための教育は、今後増加すると思われるので、分類項目を設定してもよいのではないかと。</p>	<p>○ 「学習塾・予備校サービス(高校生以上)」の生産物の定義に「大学院」を記述することとしたい。</p> <p>○ 外国人向けの教育については、日本語に加え、日本の文化を教える科目設定がされている場合があることから、「語学能教授サービス」の定義・内容例示に追加記述したい。</p>
5	<p>○ 教養・技能教授業の分類は、文化・教養系と職業・技能系が混ざっているが、個人の教養を深めるための文化・教養系と可処分所得を増やす職業・技能系の大きく二つに分けた方がよい。SNA 上も中間投入的なものと、それ以外を分ける意味はある。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、職業・技能系を区分するために、原案において最下層分類のひとつとなっている「職業技能教授サービス」を統合分類に格上げして別掲する。なお、残る部分については、文化・教養系とまでは言い切れないため、「その他の教養・技能教授サービス」に名称を変更する。</p>
6	<p>○ 「その他の教養・技能教授サービス」の内容例示に、「カルチャースクール」とあるが、教授する内容で分けずに全額ここに分類してしまうおそれがあるので、削除した方がよい。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、「定義・内容例示」の記述を修正し、削除する。</p>
7	<p>○ 子供向けのスポーツ教授やボーイスカウトは、どこに含まれるのか。育児支援等の分類をたてて、そこに含まれるのがよいが、「その他」が膨らんだり、どこに分類したらよいか分からなくなったりするのは、避けた方がよい。</p>	<p>○ ボーイスカウトについては、R(サービス業(他に分類されないもの))の非営利団体において検討する予定。</p>
8	<p>○ シニアの野球チーム等趣味でしているものは、「スポーツ・健康教授サービス」に含まれるのか。</p>	<p>○ スポーツ庁の担当とヒアリングを行ったところ、目的別の把握は困難であり、現状としては「スポーツ・健康教授サービス」に含まれ</p>

No.	御意見	対処方針(案)
		<p>るものと整理する。</p> <p>なお、スポーツ庁の担当からは、世代別の統計データは、今後のスポーツ産業の分析に活用できるとの意見をいただいたことから、「スポーツ・健康教授サービス」の内容例示として、「未成年」「成人」「高齢層(65歳以上)」を設定することとしたい。</p>
9	<p>○ 高等専門学校は、全てISCED上のレベル5「高等教育:短期」に含まれるという理解でよいか。</p>	<p>○ 高等専門学校について、原案では、ISCEDの区分を踏まえ、1～3年次は「高等学校及び高等学校相当教育サービス(専門)」に、4～5年次は「短大・専門学校及び短大・専門学校相当教育サービス」に含まれている。高等専門学校へのヒアリングにより学年別の区分可能性を確認したところ、区分可能との回答を得たため、原案のまま変更しないこととする。</p>

2. 研究会後に寄せられた御意見

No.	御意見	対処方針(案)
10	<p>○ 認定こども園は幼稚園とは別の分類項目として整理することだが、認定こども園のうち、「幼稚園型認定こども園」は幼稚園として認可され、幼稚園教育要領を踏まえた教育を提供していることから、「幼稚園及び幼稚園相当教育サービス」に分類すべき。(文部科学省)</p> <p>○ 「認定こども園サービス」については、現行案では、認定こども</p>	<p>○ 幼稚園は学校教育法に定められた学校であり、保育所は児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、両者の提供するサービスの目的・性質が異なるので、「幼稚園及び幼稚園相当教育サービス」及び「保育サービス」として、それぞれ別の生産物を設定している。</p> <p>○ また、事業者へのヒアリングを行ったところ、幼稚園型認定こども</p>

	<p>園の4類型全てのサービスを含むこととされているが、日本標準産業分類において「P 医療, 福祉」(細分類 8531「保育所」)に区分されている「保育所型認定こども園」及び「地方裁量型認定こども園」におけるサービスについては、把握した売上高等のデータが「O 教育, 学習支援業」関係に計上されてしまうことは適当ではないと考えられる。</p> <p>このため、当該生産物分類の最下層分類を幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4類型に細分化し、保育所型及び地方裁量型については保育所と同じ統合分類に区分してはどうか。</p>	<p>も園のサービスは幼稚園のサービスと同様であり、保育所型認定こども園のサービスは保育所のサービスと同様であるとの回答であった。</p> <p>○ 以上を踏まえ、生産物分類について、幼稚園型認定こども園が提供するサービスは「幼稚園及び幼稚園相当教育サービス」、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園が提供するサービスは「保育サービス」に含まれることとし、幼保連携型認定こども園が提供するサービスのみを含む「幼保連携型認定こども園サービス」を設定することとする。</p>
11	<p>○ ISCED 分類上、「レベル 4; 高等教育以外の中等後教育」と分類されているものを、本分類案では、「その他の高等教育サービス」と整理しているが、高等教育ではないため ISCED と同様の名称を用いた方が良い。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、統合分類の「高等教育サービス」の名称を「高等教育サービス及び類似サービス」に、最下層分類の「その他の高等教育サービス」の名称を「その他の高等教育類似サービス」に変更する。</p>
12	<p>○ 特別支援教育サービスを別項目として設定しているが、小・中学校等に置かれている「特別支援学級」はどのように整理されるのか確認したい。</p>	<p>○ 「特別支援学級」は学級の設置されている学校により、「小学校及び小学校相当教育サービス」又は「中学校及び中学校相当教育サービス」に分類される。</p>
13	<p>○ 奨学金貸与サービスについて</p> <p>奨学金の貸与サービスの内実が金融サービスである点を踏まえると、その属する産業は本来「金融業」と考えるのが妥当であり、これを「教育」に属させるべきかについては、検討を要するのではないかと。また、本質的に同じサービスである教育ローンとの関係はどのように整理されるのか。</p>	<p>○ 奨学金については、金融業における貸金サービスについての議論を踏まえて検討することにした。</p>

14	<p>○ 奨学金給付サービスについて</p> <p>奨学金給付サービスでは、移転額そのものが計上されるのではなく、給付に要するサービスが生産物として評価されるものと考えるが、同一事業所内において、貸与サービスと給付サービスを同時に行っている場合、給付に要するサービスのみを切り分けて計上することは可能か。</p>	
15	<p>○ 「職業技能教授サービス」では、備考欄に「産業分類 8222(職業訓練施設)・・・を含む」とされているが、「研修・職業訓練受託サービス」の定義・内容例示を見ると、産業分類 8222(職業訓練施設)に含まれると思われる「職業能力開発、技能講習などの実施」が含まれており、産業分類 8222 のうち、委託を受けて行うものの定義・内容例示等を明確化すべきではないか。</p> <p>例えば、産業分類 8222 に含まれる、i) 公的に職業能力開発、技能講習などを行うもののうち、認定職業訓練として、他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行うもの、ii) 公的に職業能力開発、技能講習などを行うもののうち、公共職業訓練を受託して行うもののいずれも「研修・職業訓練受託サービス」に含まれる場合は、その旨明記するとともに、「職業技能教授サービス」にはこれらは含まれない旨明記するなどしてはどうか。</p>	<p>○ 御意見を踏まえて、「研修・職業訓練受託サービス」の定義を「官公庁、企業若しくは事業所から委託を受けて、業務遂行のため、所属職員等の教育・研修を行うサービス。認定職業訓練として他の事業主等に係る労働者に対して行う職業訓練を受託するサービスを含む。また、公共職業訓練を受託するサービスを含む。」と修正し、併せて、「職業技能教授サービス」の定義に、「研修・職業訓練受託サービス」に当たるサービスは含まれない旨記載する。</p>

3 研究会後に新たに得られた情報

	新たに得られた情報	対処方針（案）
16	<p>○ 専修学校専門課程について、当初原案では、全て「短大・専門学校及び短大・専門学校相当教育サービス」に含まれているが、専修学校専門課程のうち、修了者に対して、大学卒業者と同等以上の学力がある者として高度専門士の称号が付与され、大学院の入学資格が与えられる課程がある事実を把握した。</p>	<p>○ 専修学校専門課程のうち、高度専門士の称号が付与される課程については、「大学及び大学相当教育サービス」に含めることとする。併せて、「短大・専門学校及び短大・専門学校相当教育サービス」を「短大及び短大相当教育サービス」に名称変更する。</p>